

補償先行は、原則として、相手方との示談が見込めない下記のような場合に選択することとなります。

ア 相手方が不明の場合

イ 相手方に賠償能力がない場合

ウ 治療費が高額になることが予想され、一時的に相手方の負担能力を超える場合

エ 被災職員にも相当の過失があり、被災職員に負担が生じる場合

オ 相手方が賠償に応じない場合

カ 加害行為が同僚職員の職務行為である場合

支部様式第50号

補償先行申出書

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地方公務員災害補償基金兵庫県支部長 様

(認定番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇)

所 属 〇〇市〇〇課

氏 名 〇〇 〇〇

さきに認定された災害に関しては、加害者が損害賠償を行うべきものですが、下記により地方公務員災害補償法による補償を先に行って下さるよう申し出ます。

記

1 損害賠償義務者の住所及び氏名

住所：〇〇市〇〇〇〇123 氏名：〇〇 〇〇

2 補償先行を必要とする理由

被災職員にも相当の過失があり、被災職員に負担が生じるため

3 参 考 事 項

(1) 示談交渉の状況

損害賠償については、相手方の代理人である任意保険会社に請求することで話はまとまっているが、正式には症状が軽快してから交渉を始める。

(2) 損害賠償義務者の収入及び資産等の状況

任意保険に加入している。

(3) 自動車損害賠償責任保険からの給付状況（自動車事故の場合に記入すること）

現在のところは、被害者請求していないので、給付は受けていない。

4 添 付 書 類

確約書（損害賠償義務者が作成するもの）

確約書入手不能理由書・加害者調査（被災職員・所属長が作成するもの）

確約書を提出できない理由書（損害賠償義務者が作成するもの）